

老高発 0826 第 1 号
老認発 0826 第 1 号
老老発 0826 第 1 号
年管管発 0826 第 1 号
令和 7 年 8 月 26 日

各 都道府県・市町村

介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省 老 健 局 高 齢 者 支 援 課 長
（ 公 印 省 略 ）

老健局認知症施策・地域介護推進課長
（ 公 印 省 略 ）

老 健 局 老 人 保 健 課 長
（ 公 印 省 略 ）

年 金 局 事 業 管 理 課 長
（ 公 印 省 略 ）

令和 7 年度における年金生活者支援給付金の支給に関する対応について
（協力依頼）

厚生労働行政の推進につきまして、平素から格段の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成 24 年法律第 102 号）に基づく年金生活者支援給付金（以下「給付金」という。）の支給事務^{※1}を行う日本年金機構（以下「機構」という。）では、令和 7 年度に新たに給付金の支給対象となる方に対して、給付金請求書（はがき型）（別添 1）を送付することとさせていただきます（すでに給付金を受給している方については新たな手続は不要）。具体的には、主として以下の区分に応じて関係書類が送付されます。

- ・ 令和 7 年 4 月 1 日時点で基礎年金を受給しており、かつ、給付金の支給要件を満たしていることが確認できた方（以下「給付金請求書（はがき型）対象者」という。）に対しては、機構から、令和 7 年 9 月 1 日以降順次、給付金請求書（はがき型）^{※2}を、年金関係の通知をお送りしている住所へ送付します。
- ・ 65 歳に到達し、老齢基礎年金の請求を行う方（以下「老齢基礎年金新規

請求者」という。) に対しては、機構から、65 歳の誕生月の約 3 カ月前に、A 4 サイズの給付金請求書（以下「給付金請求書」という。）が、年金請求書と同封して送付されます。

- ・ 障害基礎年金又は遺族基礎年金を新規に請求する方に対しては、その方からの請求により機構から年金請求書にあわせて給付金請求書が送付されます。
- ・ その他の方（例：特別支給の老齢厚生年金の受給者、老齢基礎年金の繰上げ受給者、共済組合（私学事業団を含む。以下同じ。）へ基礎年金を請求する方^{※3}等）に対しては、受給する年金に応じた給付金の案内等が送付されます。

※1 給付金は毎年、前年の所得等に基づく支給判定を行い、当該支給判定に基づく支給対象期間は、10 月から翌年 9 月までです。

※2 給付金請求書（はがき型）に氏名等を記入し、目隠しシールと切手を貼って郵便ポストへ投函することにより請求手続きを行っていただきます。

※3 以下のような場合が該当します。

- ・ 共済組合のみに加入していた方が老齢基礎年金の請求書を共済組合に提出する場合
- ・ 共済組合に加入している期間中に初診日がある方が当該病気やケガにより障害基礎年金の請求書を共済組合に提出する場合
- ・ 共済組合の加入者であった方が亡くなった場合に、加入者の遺族が遺族基礎年金の請求書を共済組合に提出する場合

これらを受けて、給付金請求書（はがき型）対象者、老齢基礎年金新規請求者、障害基礎年金又は遺族基礎年金の新規請求者等（以下「給付金請求書（はがき型）対象者等」という。）は、それぞれ給付金請求書（はがき型）又は給付金請求書（以下「給付金請求書（はがき型）等」という。）を機構に提出する必要がありますが、その際、介護施設入所者等の介護保険サービスを利用している方や、在宅の場合であっても、御自身だけでは手続きが困難であり、周囲のサポートを必要とする方がいらっしゃる事が想定されます。

つきましては、給付金請求書（はがき型）対象者等が給付金の請求手続きを円滑に行えるように、下記の御対応をお願いしたいので、貴管内介護施設等への周知方よろしく願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である旨申し添えます。

記

1 給付金請求書（はがき型）等が届いたことを確認した場合の対応

給付金請求書（はがき型）対象者等が居住する関係施設へ給付金請求書（はがき型）等が封入された封筒（別添2）が届いた場合や、介護職員等が給付金請求書（はがき型）対象者等の自宅等を訪問した際に、この封筒が届いていることを確認した場合は、給付金請求書（はがき型）対象者等に対して、その封筒を確実にお届けいただいた上で、

- ① 封筒の中身が、給付金を受け取るための大切なお知らせであり、御自身で内容を十分に御確認いただく必要があること
- ② 給付金を受け取るためには同封されている給付金請求書（はがき型）に氏名等を記入し、目隠しシールと切手を貼り、郵便ポストに投函していただく必要があること、また、給付金請求書（はがき型）についてはなるべく記載の締切日までに届くようご提出いただきたいこと
- ③ 御不明点等については、「給付金専用ダイヤル」又はお近くの年金事務所に御相談いただきたいこと（別添3のリーフレットの電話番号を参照）をお伝えいただく等、可能な範囲での御協力をお願いいたします。

なお、給付金請求書（はがき型）については、記載の締切日までにご提出いただけなかった場合もお手続は可能ですが、令和8年1月5日までに届くようご提出いただけなかった場合、給付金は令和8年2月分以降からのお支払いとなり、令和7年10月分から令和8年1月分までの給付金を受け取ることが出来ませんので、その点にご留意いただき、早期にお手続されるようお伝えください。

2 御自身による確認等が困難な場合の対応

給付金請求書（はがき型）対象者等が、認知症等により、御自身にて給付金請求書（はがき型）等を確認することが困難といった事情がある場合は、介護職員等から、御家族、身元引受人又は後見人等に対して、その封筒を確実にお届けいただくとともに、給付金請求書（はがき型）等の確認を依頼していただくよう、可能な範囲での御協力をお願いいたします。

なお、給付金請求書（はがき型）等の氏名等を自筆で書くことが困難な場合には、代理人等が代筆することが可能です。

3 管轄の年金事務所との連携

御不明点等がある場合には、お近くの年金事務所へ御相談ください。

(参考)

年金生活者支援給付金制度の概要等については、以下の厚生労働省ホームページも御参照願います。

<https://www.mhlw.go.jp/nenkinkyuufukin/index.html>

別添 1 : 給付金請求書 (はがき型)

別添 2 : 給付金請求書 (はがき型) 封筒

別添 3 : 給付金請求書 (はがき型) 同封リーフレット